

議案審議状況

本会議・委員会から

第3回定例会 本会議

◆平成20年度狛江市一般会計補正予算(第4号)

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

【主な質疑】

繰越金と基金について。認証保育所開設と待機児解消について。総合型地域スポーツクラブについて。

【結果】賛成多数の可決

◆平成20年度狛江市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)

【結果】賛成全員の可決

◆平成20年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

【結果】賛成多数の可決

平成20年度 狛江市一般会計補正予算(第4号)の主な内容(歳出)
(単位:千円)

総務費	総務管理費	職員管理費	30,044
		広報関係費	△ 2,625
		保健福祉施設等建設基金費	41,800
		計算事務費	40,373
	徴税費	一般事務費	50,101
民生費	児童福祉費	一般事務費	8,306
		児童扶養手当	8,683
		保育所等児童運営費	12,278
土木費	道路橋りょう費	保育園維持管理費	56,366
		土地開発基金用地取得	20,295
教育費	小学校費	学校維持管理費	5,714
		学校給食費	9,566
		生ごみ処理機関係費	2,954
	幼児教育費	私立幼稚園協会等補助	7,200
	保健体育費	総合型地域スポーツクラブ	290
諸支出金	基金費	財政調整基金費	95,811

◆平成20年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

【結果】賛成全員の可決

◆平成20年度狛江市公共下水道特別会計補正予算(第1号)

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市土地開発公社定款の一部を改正する定款

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めらるることについて(中川勝夫氏)

【提案理由】

地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

【結果】賛成多数の同意

◆狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めらるることについて(中野洋二郎氏)

【結果】賛成多数の可決

【提案理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

【結果】賛成多数の同意

◆狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めらるることについて(中川信子氏)

【提案理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

【結果】賛成多数の同意

◆狛江市議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

【結果】賛成全員の可決

社会常任委員会

◆狛江市条例の一部を改正する条例

【提案理由】

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市都市計画条例の一部を改正する条例

【提案理由】

法律の改正に伴い条例の一部を改正する必要があるため。

【結果】賛成全員の可決

可決された意見書

◆狛江市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例
【提案理由】
制度の利用実績がないため、条例を廃止するものである。
【結果】賛成全員の可決

第3回定例会では、議員から次の意見書2件が提出され、いずれも可決されました。

「新型インフルエンザH5N1型」大流行時における対策の確立を求める意見書

現在世界の広い地域、特に東南アジアにおいてH5N1型インフルエンザが急速に拡大しており、このウイルスが変化して人間へ容易に感染する新型インフルエンザとして大流行を起こす危険性がある、と国連やWHO研究者たちによって強く叫ばれている。H5N1型インフルエンザウイルスは、今までの弱毒型のインフルエンザとは異なり、病原性が特に高い強毒型のウイルスだと言われている。WHOの集計によれば、H5N1型鳥インフルエンザの感染者の致死率は60%を呈し、小児・若年成人の致死率は70%を超えている。この新型インフルエンザにはほとんどの人間は抗体を持っていないため、発生した場合の罹患率は100%に達し、最近の研究機関の試算では、一たんこの新型インフルエンザが国内に入り込めば、ほんの数日でパンデミック(爆発的大流行状態)が起るとされている。このためアメリカを初め海外の先進国では国家的危機管理の問題として、国レベルで具体的な対応策が準備されている。

一方、日本では現在、最も有効な予防手段と考えられるプレパンデミックワクチンの接種は一般国民には今のところ想定されておらず、唯一の対処薬であるタミフルも厚生労働省によればわずか2800万人分しか備蓄予定はないとのことである。このままの状態ではパンデミックが起きた場合、大量の発症者が受け入れられない事態も想定される。さらに日本では、アメリカ、カナダのように短期間で国民分のワクチンをつくる大量製造技術(細胞培養方式)も確立されていない。

よって狛江市議会は政府及び国会に対し、「新型インフルエンザ」大流行時において地方自治体、医学界、国民などが連携し、対策への取り組みが図れるよう下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 希望する国民全員がプレパンデミックワクチンを接種できる体制を整えること。
- 2 短期間に国民分のワクチンを製造できるよう、細胞培養法の一日も早い技術確立と実用化を図ること。
- 3 十分な医薬品、医療資機材を備蓄し、円滑に区市町村に供給できる体制を確立すること。
- 4 感染者の医療機関への集中による混乱を防ぐため、外来診療、入院医療を確保すること。また、医療機関が診療しやすい環境を整えること。
- 5 自治体が発熱センター等の診療所を円滑に設置、運営できるよう必要な条件整備を行うこと。
- 6 自治体の首長の要請に応じた地区医師会等の地元医療関係者が積極的に協力できる体制を法的に整備すること。

7 消防庁による適切な移送体制の確保、災害対策用備蓄物資の活用など、省庁の取り組みを進めるとともに必要な法整備を進めること。

8 新型インフルエンザに対する正確かつ透明な情報を国民に公開し、十分な啓発を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

送付先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生しないし顕在化した。多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国消費生活センターへ寄せられており、その件数は、平成7年(1995年)度が約27万件であったものが平成18年(2006年)度には約110万件に達し、平成7年(1995年)年度に比べ約4倍に増大している。しかるに、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の平成7年(1995年)度には全国(都道府県・政令指定都市・市区町村合併)200億円(うち都道府県127億円)だったものが平成19年(2007年)度は全国108億円(うち都道府県46億円)に落ち込むなど大幅に削減されている。そのため、地方消費者行

政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あつせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなった。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実効あるものにするため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって狛江市議会は政府及び国会に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あつせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけることともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等、必要な法制度の整備をすること。
 - 2 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充・強化するための財政措置をとること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
- 送付先(内閣総理大臣・総務大臣・消費者行政担当大臣・衆議院議長・参議院議長)